

鈴鹿市上下水道局告示第 2 号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 7 年鈴鹿市条例第 3 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、排水区域内において賦課対象区域の区域外から本市の公共下水道に汚水を流入させるため徴収区域を次のとおり定め、及び告示する。

令和 6 年 2 月 7 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

徴収区域

鈴鹿市寺家七丁目	1 7 5 4 番	雑種地	9 9 7 m ²
鈴鹿市寺家七丁目	1 7 5 5 番 1	宅地	9 5 1 . 8 5 m ²
鈴鹿市寺家七丁目	1 7 5 5 番 2	宅地	2 8 . 9 1 m ²